

令和3年三好市教育委員会11月定例会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

令和3年11月24日(水)

教育委員会1階 中会議室

開催 午後2時00分

閉会 午後3時20分

(2) 出席委員の氏名

教 育 長 竹内 明裕

委 員 喜多 雅文 委 員 大北 慶子

委 員 植本 修子 委 員 深田 晃司

委 員 石井 一次

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長 宮岡 浩司

学校教育課長兼三好市学校給食センター所長 宮内 一也

社会教育課長 細田 博樹

学校教育課主幹 岡田 由紀

(4) 傍聴人

▼傍聴人

0名

〔開 会〕

教育長 定例会を開催する旨を告げる。

〔教育長の報告〕

教育長 令和3年10月22日から本日定例会までの主な事項について報告する。

〔前回会議録の承認〕

教育長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

〔議 事〕

教育長 議事に入ることを告げる。

議案第33号 令和3年度12月補正予算案について

教育長 三好市議会の議決事件であることから非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

議案第34号 三好市教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について

教育長 説明を求める。

学校教育課主幹 第4条において教育委員会の責務を定めている。第2項で「ハラスメントの防止に関する啓発活動及び研修を行うこと。」としているが、研修については、県教委や三好市主催の研修を活用するとともに、各学校のいても研修を行っている。ハラスメント防止について、学校への啓発や方向性を示すことが市教委の役割であることから、第2項を「ハラスメントの防止に関する啓発活動を行うこと。」に改め、第3項に「次条の規定により所属長が講ずる措置に関し、調整、指導又は

助言を行うこと。」を新たに定めるものである。

喜多委員 「研修」が削除されているが、ハラスメント防止に研修は大事な要素と考える。研修に関することが、他で文書化されているかを知りたい。

植本委員 ハラスメント防止に関する研修とはどのようなものか。

教育長 権限は県教委にあり、ハラスメントに関しては、県より要綱で示されている。それを受けて各学校は校内研修を義務付け、年間計画を立てている。ハラスメントに関する研修は義務付けられており、研修内容は学校に任されている。学校は、多岐にわたって研修を行っている。今回、要綱より削除したが、現行の研修の中に市教委研修を入れ込む余地はなく、今回のような表現に替えさせていただいたことが実態でもある。

喜多委員 研修は大切だが、先生方の負担が増えるようではいけないが、「研修」の言葉がなくなることに不安がある。「指導助言」の中に「研修」が含まれると過大解釈することはできる。

植本委員 そうであれば、「指導」でよいのではないだろうか。「研修」となると、時間や場所の制限があり負担が大きいと思われる。教職員同士のハラスメントに時間を費やすのであれば、子どもに関することに時間をかけてほしい。

教育長 実際問題として、研修は難しいと思う。

植本委員 研修をしないことで、評価されなくなってしまうのか。研修の時間等のしぼりが強くなると、働き方改革へもしわ寄せがいくのでないだろうか。多くの研修を受けて、それを覚えているのだろうか。本当に重要なことを役割分担してほしい。

石井委員 研修の義務はある。組織の中で遂行できるよう高めていかなければならない。時間をかければよいといったものではない。「研修」が大きいのかかりつつあるが、教育活動の中では大切なことであり、残しておくべきではないだろうか。

学校教育課長 この要綱は、市長部局の要綱を引用しており、研修は任命権者の義務としている。地教行法では市町村教委も、研修することができるとしており、義務ではない。県教委の任命権と研修義務を一つと捉えている。

喜多委員 部局がよく分からない。

学校教育課長 任命権者が研修をすることが基本である。

教育長 必要な場合、研修を行うことは可能であり、実施する。

植本委員 必要であれば受講すればよい。他の研修の中に組み込めばよいのではないだろうか。

学校教育課長 県教委、各学校それぞれの研修計画に従い、粛々と進めている。
教育長 現場の研修は、少し話をするこも研修であり、職員朝会等でも触れ
ている。全体研修の実施は非常に難しく、徹底も難しい。県教委も様々
な場面で訴えかけている。繰り返し訴えかけていくことが重要である。
市教委の学校訪問ができていない。外部からの指導ができていない部
分もあるかと思う。来年度は学校訪問を実施したい。

学校教育課長 必要があれば相談してほしい。
教育長 議案第34号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第34号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第35号 三好市指定文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について

教育長 説明を求める。
社会教育課長 三好市文化財保護条例規定により三好市文化財保護審議会への諮問
について議決を求めるものである。井川町神田3214番地3の通称
「お薬師さんのケヤキ」を三好市指定天然記念物への指定を申請をす
る。

喜多委員 指定されることでどのようなメリットがあるか。補助金の交付はある
か。

社会教育課長 直接給付される補助金はない。保全や修復等は指定を受けることで、
市費で対応できる。目的に応じて適切な対応をしていくことができる。
所在地の固定資産税の減免申請も可能となってくる。所在地のアピール
にもつながる。

喜多委員 地域住民の意識も変わってくると思われる。
教育長 議案第35号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第35号を原案どおり決定する旨を告げる。

〔閉 会〕

教育長 本日の議事がすべて終了したので閉会する旨を告げる。

以上